

「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」および「平成 30 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

公共工事の品質確保とその中・長期的な担い手の確保・育成の観点から、国は「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）および「平成 30 年 3 月から適用する設計業務等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を改定しました。

併せて国は、平成 30 年 3 月 1 日以降に契約する案件で、新労務単価に基づく予定価格の積算が間に合わないものについて、契約後に受注事業者からの協議により、新労務単価に基づく契約金額に変更できる特例措置を講じるよう各自治体に要請しました。

また、東京都は、工事における新労務単価の反映に加えて、設計等委託（建築設計、設備設計、土木設計、測量、地質調査および工事監理業務をいう。以下同じ。）についても、新技術者単価の特例措置による契約変更を行うこととしています。

練馬区においても、技能労働者の確保・育成には適切な賃金水準の確保が必要であることから、国および東京都に準じて、速やかに新労務単価および新技術者単価を予定価格に反映させるとともに、改定前の労務単価または技術者単価で予定価格を積算した案件についても、可能な限り新労務単価または新技術者単価に基づく予定価格に変更して入札を行います。

なお、当面の間は、新労務単価または新技術者単価を反映して予定価格を設定した工事案件等については公表時にその旨を、公表後に新労務単価または新技術者単価を適用して予定価格を変更したものについては、資格確認結果通知および指名通知等でその旨をお知らせします。

また、新労務単価および新技術者単価に基づく予定価格の再積算が入札手続きに間に合わない場合等は、契約後に受注事業者から新労務単価および新技術者単価に基づく契約金額に変更請求ができる特例措置により対応します。特例措置対象工事等の受注事業者の方には、手続き等について別途通知します。

受注事業者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、労務単価および技術者単価の上昇を踏まえた技能労働者への適切な賃金水準の確保および法定福利費相当額（事業者負担分および労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約について、より一層の対応をお願いします。